

# 水質検査のご案内

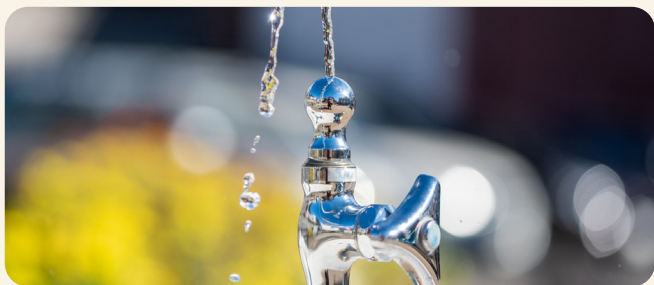
私たちが毎日利用する水の安全性を確保することは、安心して日常生活を送る上で何より重要であり、水道法をはじめとする各種法令により、定期的な水質検査による品質管理が求められています。

(一財)宮崎県公衆衛生センターは、水道法に基づく厚生労働大臣の登録検査機関として、水道水をはじめ身の回りで利用する水の総合的な検査の実施を通じて、県民の皆様の安全で安心な生活環境の維持向上のお手伝いをしています。

## 飲料水の検査

井戸水や湧き水、沢水などは、周囲の環境の影響を受けやすく、水質が変化することがあります。井戸水や湧き水などを生活用水として使用する場合は、水質検査を行い安全性を確認することをお勧めします。

また、食品衛生法に基づく営業許可申請に必要な水質検査も行っています。



## ビル衛生管理法に基づく水質検査

百貨店、図書館、博物館、店舗、事務所、旅館等の不特定多数の人が利用する建物で、ビル衛生管理法の適用を受ける「特定建築物」は、定期的な水質検査が義務付けられています。

また、貯水槽清掃後の水質検査(一般飲料水項目)も行っています。



## プール水の検査

多くの人々が利用するプールは、水を媒介としてさまざまな感染の原因となることがあります。

学校用プール、遊泳用プールには、利用者が快適で衛生的に利用できるように水質基準や検査頻度が定められており、管理者にはそれぞれの衛生基準に基づき、定期的な水質検査が義務付けられています。



## 浴槽水等の検査

公衆浴場等の温泉施設は、多くの人々が利用するため、条例等のルールに則った施設の管理や検査機関による定期的な水質検査の実施が義務付けられています。

レジオネラ属菌の発生を防止し、すべての人が安心して利用できるよう、施設の衛生管理と定期的な水質検査を徹底しましょう。



一般財団法人

宮崎県公衆衛生センター

Tel : 0985-24-7400 Fax 0985-24-8588

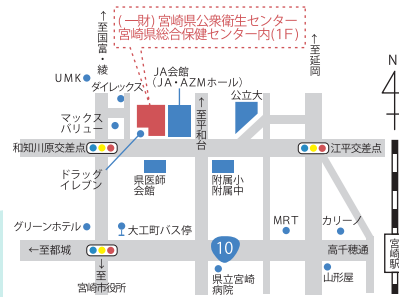
E-mail : [info@miyazaki-wflabo.org](mailto:info@miyazaki-wflabo.org)

URL : <https://www.miyazaki-wflabo.org>

〒880-0032 宮崎市霧島 1-1-2 宮崎県総合保健センター 1階

ISO9001:2015 認証取得 JUSE-RA-1165

水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範) 認定 JWVA-GLP138



※採水は、持参される当日にお願いします。

# 当センターでの水質検査受付 月・火・水曜日 8:30~15:00

各保健所にある食品衛生協会でも受付ができます。  
(各支部で受付日が異なりますので、個別にお問い合わせください)

## 飲料水の検査 (水道水以外を利用される方)

一般飲料水項目 (10項目または11項目) 6,600円 (税込)	
一般細菌	pH
大腸菌	味 ※
亜硝酸態窒素	臭気
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	色度
塩化物イオン	濁度
有機物 (TOC)	

※ 水の状況によっては検査できない場合があります。

**こんな時にご利用ください** 自宅の井戸水が飲用可能かどうか知りたい。  
営業許可申請のため、使用している井戸水を検査したい。  
大雨や地震等により、水源に影響がなかったか調べたい。

- 検査を行う場合は、専用の容器が必要です。  
当センター又は各地区の食品衛生協会でお貸し出しております。  
【容器の貸出】 月~金曜日の8:30~17:15
- 【検査の受付】 当センター:月~水曜日の8:30~15:00  
※食品衛生協会各支部の受付日は個別にお問い合わせください。
- 検査結果は、受付後、7~10日後に郵送でお知らせします。

## ビル衛生管理法に基づく水質検査

水道水・専用水道のみを水源としている場合

ビル管理28項目 39,600円 (税込)		ビル管理11項目 6,600円 (税込)
16項目	12項目 (消毒副生成物)	6,600円 (税込)
6か月以内ごとに1回実施	6月~9月までの間に実施	ビル管理28項目実施6か月後
1 一般細菌	1 シアン化物イオン及び塩化シアン	1 一般細菌
2 大腸菌	2 塩素数	2 大腸菌
3 亜硝酸態窒素	3 クロロ酢酸	3 亜硝酸態窒素
4 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4 クロロホルム	4 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5 塩化物イオン	5 ジクロロ酢酸	5 塩化物イオン
6 有機物 (TOC)	6 ジブromクロロメタン	6 有機物 (TOC)
7 pH 値	7 臭素酸	7 pH 値
8 味	8 総トリハロメタン	8 味
9 臭気	9 トリクロロ酢酸	9 臭気
10 色度	10 ブロモジクロロメタン	10 色度
11 濁度	11 ブロモホルム	11 濁度
12 鉛及びその化合物 ※	12 ホルムアルデヒド	
13 亜鉛及びその化合物 ※	※の項目が基準値を満たした場合に限り次回省略可	
14 鉄及びその化合物 ※	ビル管28項目は月ごとに受付日が異なりますので、事前にお問い合わせください。	
15 銅及びその化合物 ※	【地下水その他の自己水源の水を供給している場合は、上記の検査に加えて別途検査が必要です】	
16 蒸発残留物 ※		

## プール水の検査

プール水6項目 4,400円 (税込)	
一般細菌	【検査回数】 遊泳用プール 毎月1回以上
大腸菌	
過マンガン酸カリウム消費量	学校プール 使用日の積算が30日以内毎に1回
pH 値	気泡浴槽等の設備があるプール 毎月1回以上
濁度	
遊離残留塩素	

プール水7項目 17,600円 (税込)	
プール水6項目	【検査回数】 遊泳用プール 毎年1回以上 学校プール 使用期間中1回以上
総トリハロメタン	

プール水8項目 27,500円 (税込)	
プール水7項目	【検査回数】 気泡浴槽等の設備があるプール 年1回以上
レジオネラ属菌	

## 浴槽水の検査

浴槽4項目 12,100円 (税込)	
大腸菌群	【検査回数】 年1回以上 ※ (毎日完全換水型)
有機物 (TOC又は過マンガン酸カリウム消費量)	
濁度	
レジオネラ属菌	
※連日使用型の場合は年2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒以外の場合は年4回以上)	

原湯・原水・上がり用水6項目 13,200円 (税込)	
大腸菌群	【検査回数】 年1回以上
pH	
色度	
濁度	
有機物 (TOC又は過マンガン酸カリウム消費量)	
レジオネラ属菌	

お問い合わせは、

一般財団法人宮崎県公衆衛生センター  
TEL 0985-24-7400

